

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和4年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、監査委員 有馬剛朗及び重田一政は、地方自治法第199条の2の規定により、同条に該当する事件（議会事務局定期監査）については除斥しました。

- 1 環境局定期監査結果報告書
- 2 建設局（後期）定期監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書
- 4 産業局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 5 都市局定期監査結果報告書
- 6 上下水道局定期監査結果報告書
- 7 消防局定期監査結果報告書
- 8 議会事務局定期監査結果報告書
- 9 定期監査（工事監査）結果報告書

令和4年度 消防局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

消防局

警防課、救急課

姫路東消防署（豊富出張所を含む。）、姫路西消防署、飾磨消防署（広畑分署、大的出張所を含む。）、網干消防署（勝原出張所を含む。）、中播消防署

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和5年3月2日から同年5月30日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 支出関係事務（救急課）

ア 契約関係事務

契約書の作成に当たっては、姫路市契約規則第25条第1項の規定により契約金額を記載しなければならないとされているところ、救急資器材管理供給業務委託（契約期間：平成31年4月1日から令和4年5月31日まで）の契約書において、契約金額の算出基礎となる救急資器材142品目の単価

の記載が全て欠落し、契約金額の算出ができないものとなっていた。令和元年6月1日から令和4年5月31日までに生じた委託料については、受託者作成の令和元年6月1日付けの見積書（※単価が記載されている。）を基に支払事務を行い、不備のある契約書の是正をしていなかった。

契約事務に当たっては、地方自治法、姫路市契約規則等の規定に基づき適正に遂行されたい。